

令和7年度
奨学資金貸与希望者募集案内

奨学資金の貸与を希望する皆さんへ

- この奨学資金は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等の修学を奨励することを目的としています。
- 高校在学中にお貸しするものです。(大学等の奨学金ではありません)
- 奨学生（生徒本人）は貸与終了後（高等学校を卒業後等）、返還しなければなりません。
- 奨学資金を希望する生徒は、この案内書（募集要件等）をよく読み、内容を十分に理解したうえで、ご家族の方と相談し、在学する学校へ申請をしてください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

※ご不明な点がございましたら学校の担当の先生、または下記までお問い合わせください。
また、当会ホームページによくある質問を掲載しております。そちらもご参照ください。
(https://pure.ne.jp/syougaku/syougakukin2_qa.html)

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
奨学資金第1課 貸与係
電話 078-361-6640
(受付時間：8：45～16：30)

1 奨学資金の申請について

(1) 貸与対象者

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

- ① 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、生計を主として維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。
- ② 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援（盲・聾・養護）学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に在学すること。
- ③ 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が県内に住所を有していること。
※奨学生（生徒）が「入寮等の理由」で県外に居住しても貸与できます。

(2) 併用できない奨学金等

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
 - ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
 - ③ （公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
 - ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金
- なお、本会奨学資金は上記以外の奨学金等との併用を制限しておりません。上記以外の奨学金との併用については、それぞれの奨学金を扱っている窓口を確認してください。
※今回申請しようとする方の兄弟姉妹が、上記の奨学金を受けていても併用にはあたりません。

(3) 連帯保証人

申請にあたっては連帯保証人 1 名が必要です。

親権者又は後見人（保護者）の方としてください。ご家庭の事情（※注）により別の方を連帯保証人に指名する場合は、事前に当会までご相談ください。

※連帯保証人は申請者と同等の返還義務があります。

（※注）ご家庭の事情とは

- ① 自己破産（債務整理）をしている場合
- ② 重度の障害等により、本会奨学資金の返還が困難な場合等です。

(4) 収入額の目安 ※別項5所得の算定方法もあわせてご覧ください。

申請者の生計を主として維持する方（所得金額の最も多い方 1 名）の年間収入額で決定します。収入基準は、おおむね次のとおりです。家族構成等により限度額は増減します。

世帯人数	給与所得者、年金、生保受給者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成(例)
2人	599万円	196万円	父・申請者
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生

※上記表の総収入額とは、「課税（所得）証明書」の

給与収入の方は給与収入、事業主の方は営業所得に記載されている金額です。

その他に年金収入、不動産所得、生活保護費等も収入額に含みます。

生活保護世帯で高等学校等への就学者がある場合、就学費用（高等学校等就学費）が給付されますが、該当者が奨学金の貸与を受ける場合は、その就学費用が減額される可能性があるとのことです。ご留意ください。（詳しくは管轄の福祉事務所にお問い合わせください。）

2 奨学資金の貸与について

(1) 貸与月額と貸与（返還）総額（無利子）

学校区分	貸与月額(自宅)	貸与期間	貸与(返還)総額	貸与月額(自宅外)	貸与(返還)総額
国・公立	18,000 円	3 年	648,000 円	23,000 円	828,000 円
		4 年	864,000 円		1,104,000 円
		5 年	1,080,000 円		1,380,000 円
私立	30,000 円	2 年	720,000 円	35,000 円	840,000 円
		3 年	1,080,000 円		1,260,000 円
		4 年	1,440,000 円		1,680,000 円
		5 年	1,800,000 円		2,100,000 円

- ・「貸与期間」「貸与（返還）総額」は、正規の修業年限によって異なります。
- ・その他に通学交通費・電動アシスト自転車購入費・タブレット等購入費等の貸与(P4～6参照)を受けた奨学生の「貸与（返還）総額」は、本体の奨学資金貸与額に加算された額となります。

(2) 貸与期間

原則として4月から卒業するまでの修業年限です。（随時申請の場合は異なります。）

(3) 貸与時期・方法

【貸与時期（予定）】 ※随時申請の場合は異なります。

I 期（4～9月分）	II 期（10～12月分）	III 期（1～3月分）
8月末頃	10月末日	1月末日

【貸与方法】 奨学生（生徒）本人名義の金融機関の口座に振り込みます。

3 申し込みから決定まで

申込先	在学している高等学校等 ⇒ 学校で「奨学資金申請書」など必要書類を受け取る。 ⇒ 必要書類を揃えて学校に提出。 (学校長の推薦を経て、学校から振興会に提出されます。)
申込期間	新規申請募集開始後（4月上旬）から学校が定める期間内（5月中旬頃）。 締切日は各学校にお問い合わせください。 *新規申請締め切り後、家計の急変等により申請をご希望の場合は、毎月月末までに本会 到着分を随時受付の締め切りとし、受理した日の属する月分からの貸与となります。
選考・決定	選考の流れは、申請書類の審査 ⇒ 選考委員会 ⇒ 決定 となります。 決定通知書は、8月中旬頃（予定）学校に送付します。 *随時受付の場合は異なります。

※ 申請者が多数の場合、申請の条件を満たしていても採用されない場合があります。

※ 名前については、現在常用漢字、JIS 第1水準漢字、JIS 第2水準漢字及び人名用漢字での表記となりますのでご了承ください。

4 提出書類について

【提出書類】

※すべて揃えて、学校に提出してください。

必 須	① 奨学資金申請書（両面）	
	② 連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日から3か月以内の原本）	
	③ 主として生計を維持している方（所得金額の最も多い方1名）の所得に関する証明書類 ※所得に関する提出書類参照	
	④ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードのコピー ※申請者（生徒）名義	
該当者	⑤ 特別控除に関する書類等 ※特別控除該当者の添付書類参照	
申 請 希望者	⑥ 通学交通費貸与願	※P4～6のその他（加算）の申請について参照
	⑦ 電動アシスト自転車購入費貸与願	
	⑧ タブレット端末等購入費等貸与願	

※世帯の状況に応じて、他にも証明書類が必要な場合があります。

【所得に関する提出書類】

下記以外の書類（例：源泉徴収票等）は当会指定の証明書類でないため受理できません。

所得については「1年間」の金額で審査します。月額で記載の書類は、年額に直してください。

		提出書類	発行所
必 須		・「課税（所得）証明書（最新のものの）」原本	市区町役場
該 当 者 の み	生活保護受給者	・最新の保護変更決定通知書の写し （生活扶助・教育扶助が記載されているもの）	福祉事務所
	年金受給者	・最新の「年金額改定通知書」等の写し （名前・金額が記載されている通知書）	日本年金機構
	雇用保険受給者	・雇用保険受給資格者証の写し （基本手当日額・給付日数が記載されている面）	職業安定所
	傷病手当受給者	・傷病手当金通知書の写し （金額が記載されている通知書）	健康保険協会

※1 昨年の1月2日以降に転職・就職等で収入に変動があった方

- ・給与所得者は「収入見込証明書」
- ・事業所得者は「収入見込申告書」を提出してください。様式は学校にあります。

【特別控除該当者の添付書類】

特別控除の種類	証明書類
母子・父子世帯	母子家庭等医療費受給者証等の写し
障害のある者がいる世帯	身体障害者手帳等の写し
主たる生計維持者が(単身赴任等)別居している世帯	住居費・光熱水費・家財用品購入の確認できる1年以内の領収書等の写し（71万円限度）
長期(6か月以上)に療養を要する者がいる世帯	医師の診断書（原本）と治療にかかる支出を確認できる1年以内の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書等と修繕費の領収書等の写し
火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯とは、日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められた世帯。	

5 所得の算定方法

申請書裏面に記入する「所得」については、次の通りです。

- ① **給与所得** ⇒ 総収入額に応じて次の計算式に当てはめて算定した金額。

所得の計算式（給与収入の場合）

総収入額（万円）	所得（万円） [計算後、小数点以下切捨て]
0 ～ 329	0
330 ～ 400	総収入（万円）×0.8－262.6
401 ～ 878	総収入（万円）×0.7－222.6
879 ～	総収入（万円）－486

※ 「課税（所得）証明書」の給与収入に記載されている金額です。

- ② **事業所得** ⇒ 「課税（所得）証明書」の所得額に記載の金額

振興会ホームページ（収入要件シミュレーション）でも確認できます。

([https:// pure.ne.jp/syougaku/simulation.html](https://pure.ne.jp/syougaku/simulation.html))

※スマートフォン等で右のQRコードを読み取ることで専用ページが開きます。



6 その他（加算）の申請について

以下の点にご注意ください。

- ▶ その他の貸与を受けると、卒業後の返還金額が増えることとなります。

※ 希望される方は、必要な書類をそろえて各学校の定める提出期日までに各学校に提出してください。

- ▶ 通学交通費等については、市町等が独自に実施する貸付や給付を受けている場合、当会の貸付対象とはなりません。

※ 市町等が実施する貸付等の制度については、各自治体ホームページ等で確認ください。

（1）職業能力開発促進法等に基づき実施される技能検定受検料

本会奨学生で、1つの技能検定等毎に、奨学生が負担した手数料等から1万円を控除した額を貸与します。（1万円以内、端数切捨て）

（2）通学交通費

公共交通機関の通学定期券を利用して通学している奨学生で一定の要件を満たす方に対して、通学交通費にかかる奨学資金の貸与をします。

（1）対象者

次のすべての項目に該当される方が対象です。

- ① 振興会奨学資金の奨学生であること。
 - ② 自宅から公共交通機関の通学定期券を購入して通学していること。
 - ③ 通学定期券を購入して通学することを常としていること。
 - ④ 1か月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上となること。
 - ⑤ 市町等が独自に実施する通学交通費にかかる貸与や給付などを受けていないこと。
- ※ 遡って給付を受けることとなった場合も含みます。

(2) 提出書類

- ① 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金通学交通費貸与願（様式第20号の2）
- ② 購入した通学定期券の写し

(3) 貸与額

通学交通費購入額に応じて、次表のとおりとします。

通学定期券の月額 (月額換算後)	貸与月額	通学定期券の月額 (月額換算後)	貸与月額
10,000 円以上	5,000 円	35,000 円以上	30,000 円
15,000 円以上	10,000 円	40,000 円以上	35,000 円
20,000 円以上	15,000 円	45,000 円以上	40,000 円
25,000 円以上	20,000 円	50,000 円以上	45,000 円
30,000 円以上	25,000 円		

- ① 有効期間が複数月となる通学定期券の場合にあっては、券面額を有効月数で除して得た額を、当該通学定期券の月額とします。
- ② 上記①にかかわらず、学期定期券にあっては、年間購入予定額を11で除して得た額を、当該通学定期券の月額とします。
- ③ 月額の算出にあたり、その額に1,000 円未満の端数があるときは、定期券ごとにこれを切り捨てた額とします。
- ④ 複数枚の通学定期券を購入している場合は、定期券ごとに月額を算出し、その合計を月額とします。

(3) 電動アシスト自転車購入費

高等学校等へ通学するために新たに電動アシスト自転車を購入した奨学生で一定の要件を満たす方に対して、電動アシスト自転車購入費にかかる奨学資金の貸与をします。

(1) 対象者

次のすべての項目に該当される方が対象です。

- ① 振興会奨学資金の奨学生であること。
- ② 電動アシスト自転車での高等学校等への通学が許可されていること。
- ③ 高等学校等へ通学するために道路交通法の規定に適合する電動アシスト自転車を新たに購入した方で、現に通学に使用し、その主たる目的が通学であること。
- ④ 本会奨学資金で既に電動アシスト自転車購入費にかかる貸与を受けていないこと。
- ⑤ 市町等が独自に実施している電動アシスト自転車購入にかかる補助または貸与を受けていないこと。

(2) 提出書類

兵庫県高等学校教育振興会奨学資金電動アシスト自転車購入費貸与願（様式第22号の2）

(3) 貸与額

定額 10 万円（1 回限り）

(4) タブレット端末等購入費等

自らの勉学のために使用するタブレット端末やノートパソコン等を購入又はリースやレンタルをする奨学生で一定の要件を満たす希望者に対して、タブレット端末等の購入費用等にかかる奨学資金の貸与をします。

※ 兵庫県立学校については、非課税世帯及び生活保護（生業扶助）受給世帯等の生徒に対して、学校で教育用端末（タブレット等）が無償貸与される制度がありますので、申請についてはご注意ください。

(1) 対象者

次のすべての項目に該当される方が対象です。

- ① 振興会奨学資金の奨学生であること。
- ② 自らの勉学のために購入またはリースを行うこと。
- ③ 本会奨学資金で既にタブレット端末等購入費等にかかる貸与を受けていないこと。
- ④ 市町等が独自に実施するタブレット端末等にかかる貸与や給付などを受けていないこと。

(2) 提出書類

タブレット端末等購入費等貸与願（様式第22号の3）

(3) 貸与額

定額9万円（1回限り）

7 貸与中の注意事項

(1) 貸与の意思確認

毎年度一回、4月頃に「継続願」を提出していただきます。

(2) 貸与の停止

休学、長期欠席等で一定期間以上にわたり学校を休むとき、同一学年を重ねて履修したときなどは、その間奨学資金の貸与を停止します。また、学年制のない単位制高校で当該年度の修得単位数が18単位未満のときは奨学資金の貸与を停止します。

（奨学生の出席の状況等を当会より学校に照会する場合があります。）

(3) 貸与の取消

退学等により貸与の要件に該当しなくなったとき、家計の好転等により貸与を受けることを辞めたとき又は修学の見込みがなくなったときは、奨学資金の貸与を取り消します。

8 返還について

卒業や貸与の取消等により貸与期間が終了の際、連帯保証人とともに借用証書を提出してください。
借用証書の未提出又は長期滞納の場合は、奨学生や連帯保証人の自宅および勤務先へ直接お問い合わせすることがある他、債権回収委託や訴訟等の手続きをとらせていただく場合があります。

(1) 本人、連帯保証人以外の連絡先

借用証書を提出の際には、本人、連帯保証人以外の方の連絡先を設定していただきます。

※本人、連帯保証人と連絡が取れなくなった際に、お電話等をさせていただくことがあります。

(2) 奨学資金の返還

貸与期間が終了したときは、奨学資金を返還していただきます。返還期間は貸与を受けた金額によって異なりますが、本会が別に定める年賦、半年賦、月賦等により均等に返還していただきます。（貸与期間終了後、半年以内の「一括返還」も可能。）

(3) 下限返還金額

【タブレット貸与なし】

借用金額		年賦	半年賦	月賦
700,000 円以下		70,000 円	35,000 円	5,840 円
700,000 円 を超え	900,000 円以下	80,000 円	40,000 円	6,670 円
900,000 円 を超え	1,100,000 円以下	90,000 円	45,000 円	7,500 円
1,100,000 円 を超え	1,300,000 円以下	100,000 円	50,000 円	8,340 円

【タブレット貸与あり】

借用金額		年賦	半年賦	月賦
700,000 円以下		80,000 円	40,000 円	6,680 円
700,000 円 を超え	900,000 円以下	90,000 円	45,000 円	7,510 円
900,000 円 を超え	1,100,000 円以下	100,000 円	50,000 円	8,340 円
1,100,000 円 を超え	1,300,000 円以下	110,000 円	55,000 円	9,180 円

(4) 返還が滞った場合について

返還が滞ったときは、返還猶予の申請がない限り、電話等による督促や規程等に基づく督促状が送付されます。

さらに、計画通りに返還されている間は無利子ですが、督促状に記載の期限までに返還がない場合は、規定により支払いの日までの日数に応じた延滞利息を別途請求させていただく場合があります。

(5) 返還猶予について

本人が、引き続き高等学校に在学、大学等に進学、病気等で返還が困難な場合、願い出により返還が猶予（返還の開始時期を一定期間先延ばしする。）されることがあります。